

2023年8月25日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

敦賀廃止措置実証部門

新型転換炉原型炉ふげん

## 廃止措置計画の変更の必要性について

原子力規制委員会が定める「発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準」では、設置許可を受けた「使用済燃料の処分の方法」に従い、適切な譲渡し等の措置が示されており、核燃料物質の譲渡し等に当たっては、以下の措置を講じることが示されていることを確認するとされている。

- ①核燃料物質の存在場所と種類・数量の確認
- ②核燃料物質の保管
- ③核燃料物質の搬出、輸送
- ④核燃料物質の譲渡し先

現行の廃止措置計画は、別添のとおり上記の確認項目を全て記載し、基準を満足している。

また、今回の原子炉設置変更許可申請において追記した国外において再処理を行う場合の核燃料物質の譲渡しについても、以下のとおり、現行の廃止措置計画に平和利用に関する協力のための協定を締結している国に全量を譲り渡すと記載しており、齟齬がない。

以上のことから、廃止措置計画の変更は不要と考える。

表 原子炉設置変更許可と廃止措置計画の記載内容

原子炉設置変更許可 記載内容	廃止措置計画 記載内容
<p>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において全量再処理を行う。</p> <p><u>国外において再処理を行う場合、再処理により回収される核燃料物質は、我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の許可を有する原子力事業者に平和利用の目的のみに譲り渡す。また、再処理により発生した放射性廃棄物は国内に持ち帰る。</u></p>	<p><u>使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</u></p>

以上

## 8 核燃料物質の管理及び譲渡し

### 8.1 施設内の核燃料物質の状況

平成 19 年 9 月 30 日時点における新型転換炉原型炉施設の核燃料物質の貯蔵状況は、表 8-1 に示すとおりである。

なお、未使用燃料は貯蔵しておらず、今後も核燃料物質を新型転換炉原型炉施設内には持ち込まない。

### 8.2 核燃料物質の管理

使用済燃料は、全量の搬出が完了するまで使用済燃料貯蔵プールに貯蔵し、「原子炉設置許可申請書」に記載のとおり、原子炉運転中と同様の取扱い・管理を行うこととする。

使用済燃料については、既設の専用燃料取扱施設で取り扱うとともに、臨界管理、貯蔵管理、遮へい管理を行う。また、使用済燃料の取扱い及び貯蔵に係る施設に関して、必要な機能を維持管理することを「保安規定」に定めるとともに、定期的な点検・検査を行う。

### 8.3 核燃料物質の措置

使用済燃料は、国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。

### 8.4 核燃料物質の搬出計画

使用済燃料は、専用の使用済燃料輸送用容器に収納し、専用の輸送船により、2026 年度までに国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者の再処理施設へ全量を搬

出する予定である。

使用済燃料の搬出は、事業所内の運搬、事業所外の運搬等の関係法令を遵守して実施していく。

表 8-1 核燃料物質の貯蔵状況

種 別		貯蔵場所	体数
使 用 済 燃 料	標準燃料集合体	濃縮ウラン燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 14 体
		ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料集合体	使用済燃料貯蔵プール 418 体
	特殊燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 28 体
	照射用 36 本燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 1 体
	照射用セグメント燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 0 体
	照射用ガドリニア燃料集合体		使用済燃料貯蔵プール 5 体
未使用燃料		新燃料貯蔵庫	0 体
合 計			466 体

(平成 19 年 9 月 30 日時点)